

公益社団法人日本地震工学会 論文集審査規程

2012年12月7日制定

2019年10月10日改定

1. 目的

定款第4条第1項第3号に定める論文集に投稿された原稿の審査は、この規程の定めるところによる。

2. 投稿区分に応じた審査

投稿原稿の審査は論文集投稿規程第3条に定める投稿区分に応じて行う。

3. 審査基準

投稿原稿は政治的意図、あるいは宣伝の意図をもたないものを審査の対象とする。

3.1 論文、報告の判定

論文、報告については以下の4種類の判定を行うこととする。

- (1) 採用：字句や簡易な修正はあるものの、ほぼそのままの形で掲載が可能である。
- (2) 条件付採用：掲載するために必要な修正（表現や体裁の明確な誤りの訂正、追加説明など）はあるものの、再査読は必要ない。
- (3) 再査読：掲載するために必要な修正があり、適切な修正が行われているかの評価を行うための再査読を行い掲載の可否を評価する。
- (4) 不採用：
 - i) 論文の場合：新規性、独創性、有用性、信頼性、発展性などが乏しい。
 - ii) 報告の場合：新規性、有用性、信頼性などが乏しい。

3.2 ノート、討論、総説・寄稿の判定

ノート、討論、総説・寄稿については、以下の3種類の判定を行うこととする。

- (1) 採用：そのままの形で掲載が可能である。
- (2) 条件付採用：字句あるいは簡単な修正が必要である。
- (3) 不採用：
 - i) ノートの場合：有用性・信頼性が乏しい。
 - ii) 討論の場合：討論の内容が適切ではない、または、著しく客観性に欠けている。
 - iii) 総説・寄稿の場合：内容が特集号の趣旨から逸脱している、または、著しく偏った経験や意見がまとめられている。

表 投稿区分と判定の種類

投稿区分	判定			
	採用	条件付採用	再査読	不採用
論文、報告	○	○	○	○
ノート、討論、 総説・寄稿	○	○	—	○

附則

- 1) この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。
- 3) 2019年10月10日の理事会で承認された改定は2019年11月1日から運用される。